

北秋田市介護職員初任者研修事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高校生の地元就職支援及び介護職員不足解消を目的として介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、北秋田市居住の高校生（保護者等が居住の場合も含む）であって、介護職に興味があり、高校卒業後、ただちに北秋田市及び上小阿仁村内の介護事業所（市内周辺介護事業所も含む）へ就職を希望する者（以下「地元介護就職」という。）とする。ただし、事務職を希望する者を除く。

(実施時期)

第3条 原則、秋田県立北鷹高等学校の夏休み期間とし、なお不足の場合は、土・日曜を利用し行うこととする。

(研修費用)

第4条 テキスト代を含め、無料とする。ただし、研修参加の交通費等は受講者負担とする。

(研修定員)

第5条 初任者研修の定員は20名以内とする。なお、申込み者が多数の場合、書類審査と必要に応じて面接により受講者の決定を行う。

(受講申請)

第6条 初任者研修受講希望者は、北秋田市介護職員初任者研修受講申込書（様式1号）に必要事項を記入し、受付期間内に北秋田市高齢福祉課介護保険係へ提出するものとする。

(受講決定)

第7条 受講決定について、北秋田市介護職員初任者研修受講決定通知書（様式2号）により、保護者あてに通知するものとする。なお、受講決定通知後、特別な事情等により、辞退があった場合、受け入れ可能な範囲内において、追加決定を行うことができることとする。

(事業委託)

第8条 本事業は北秋田市社会福祉協議会に委託するほか、効率的に事業を行うため、同協議会主催の介護職員初任者研修と合同開催とすることも可能とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から適用する。